

令和七年七月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

第五回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第5回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第5回総会は、令和7年7月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1 番 宮 下 吉 勝（会長）	2 番 八 幡 裕（会長職務代理）
3 番 神 田 勝（農地部長）	4 番 宮 野 公 之（農政部長）
5 番 齋 藤 睦 子	6 番 岩 渕 せ ん
7 番 長谷川 智 之	8 番 加 藤 孝 博
9 番 新 保 昭 治	10 番 齋 藤 直 樹
11 番 宇都宮 直 子	12 番 渡 邊 富 子

2 欠席委員

13 番 堀 常 正

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮 川 顕 次長 天 野 秀 一 主事 相 馬 宏 向

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第２６期第５回総会を開会します。
（開　会　午後２時００分）

議長 日程第2、会期の決定について、令和7年7月25日、本日1日限り
としたいと思います。ご異議ありませんか。

議長 異議なしと認め、本日１日限りと決定いたします。

次長 はい。それでは１ページをお願いします。
議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請」について説明いたします。

番号 22、申請地は、大字蓮野字鶴ヶ山〇〇〇ほか2筆です。地目はいずれも畑であり、面積は3筆合計で1,232㎡です。蓮湯の譲り渡し人から蓮湯の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は58,627.98㎡です。

番号23、申請地は、大字次第浜字柿木〇〇〇です。地目は田であり、面積は1,716㎡です。北海道釧路市の譲り渡し人から次第浜の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は0㎡です。

番号24、申請地は、大字諏訪山字苔沼〇〇〇です。地目は畑であり、面積は280㎡です。二本松の譲り渡し人から諏訪山の譲り受け人への使用貸借権の設定です。譲受人の経営面積は9,512㎡です。

番号25、申請地は、大字諏訪山字苔沼〇〇〇ほか1筆です。地目は畑であり、面積は2筆合計で501㎡です。二本松の譲り渡し人から諏訪山の譲り受け人への使用貸借権の設定です。譲受人の経営面積は9,512㎡です。

番号26、申請地は、大字諏訪山字苔沼〇〇〇です。地目は畑であり、面積は51.3㎡です。二本松の譲り渡し人から諏訪山の譲り受け人への使用貸借権

の設定です。譲受人の経営面積は9, 512㎡です。

番号27、申請地は、大字道賀新田字井戸島○○○です。地目は畑であり、面積は1, 261㎡です。新発田市の譲り渡し人から道賀新田の譲り受け人への使用貸借権の設定です。譲受人の経営面積は55, 059. 10㎡です。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 1筆 1, 716㎡

畑 9筆 3, 983㎡

計 10筆 5, 699㎡

令和7年7月25日提出

聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。
この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。11番委員、退席願います。

(11番委員 退席)

議長 番号24から26について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号24から26について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

(11番委員 入場、着席)

議長 以上で議事参与に関する案件が終了しました。
ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、上程いたします。

次長 はい。それでは3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、ご説明いたします。

申請地は、大字蓮瀉字二ツ山〇〇〇です。地目は畑であり、面積は336㎡です。農地の転用となり、転用目的は自動車車庫建築敷地としての利用です。

これらの案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊農地)と判断されます。

議案第2号 総合計

畑 1筆 336㎡

計 1筆 336㎡

令和7年7月25日提出

聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第2号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 _____ (印)

聖籠町農業委員会

署 名 委 員 _____ (印)

署 名 委 員 _____ (印)